

第V章 考察

1 遺跡

今回報告する地域は、いくつかの宮城門と宮の外郭をめぐる大垣を含む地域を中心としている。第III章で述べたように、宮城門・大垣ともにその中軸線の内側を検出したにとどまり、さらに門の残存状況については、根石の残存していたSB1800が最良という程度であった。大垣に関しても発掘区においてすべて連続して検出し得たわけではなく、その他の遺構も概して稀薄であった。

したがって、各宮城門内の縁辺部がどのように区画され、官衙がどのように構成されているかという面についての資料を得るには至らなかった。しかし、その後の調査の成果から、佐伯門を宮内に入ってすぐの位置に設けられたSA3590・3680の両南北塀が、馬寮の西を画す施設であることが確認された。この馬寮の南限を示す施設については必ずしも明らかでなく、今後の課題として残った。玉手門・佐伯門中間地区の調査で検出した土壙SK1979から約10点の木簡が金属利器のための木柄、鞆口、鉾などとともに出土している。木簡は釘に関する記載をもつものである。この土壙を検出した方形に区画されたSX1978を含めて、この地域に鍛冶関係の工房があったことを推測させる。

ここではまず、宮門・大垣・宮内道路と建物配置について述べ、つぎにすでに『平城宮報告Ⅱ』¹⁾で考察を加えた宮の造営尺について新たな事実を含めて若干の考察を加えよう。

A 宮城門

門 号 3 遺構を確認した宮城門は、南面中央門(SB1800)、西面南門(SB1616)、西面中央門(SB3600)の3門である。宮城門門号については『平城宮報告Ⅱ』²⁾で考察を加えたところであり、それに従えばSB1800は朱雀門、SB1616は玉手門、SB3600は佐伯門と称されていたものと考えられる。

朱雀門は他の2門と比較して残存状況が良好であり、遺構検出面から1.5~1.6mにおよぶ深い掘込み地業と礎石据付けに際する根石を検出している。根石の位置によって、すでにふれたごとく門の規模は桁行5間、梁行2間であることが判明し、それぞれの総長距離は25.25mであり、各柱間寸法は5.05m(17尺)等間である。

朱雀門 宮城外門に関しては、従来さほど明確ではなかったが、朱雀門・玉手門・佐伯門の検出によって、その一端を明らかにすることができた。とりわけ朱雀門においては、根石の残存から、構造や規模を推測する手がかりを得ることができた。朱雀門では、礎石据え付けに際しての掘込み地業を検出しているため、基壇の基礎を固め、礎石据え付け面に至ってさらにその作業のために掘込みを行ったことが明らかである。朱雀門の平面規模は先述のごとく桁行5間、梁行2間であるが、これは『拾芥抄』に7間5戸と記された平安宮朱雀門とは異っている。平安宮

1) 『平城宮報告Ⅱ』pp.99。

2) 『平城宮報告Ⅱ』pp.103。

の他の宮城門を『拾芥抄』³⁾で見ると、陽明門・談天門・待賢門・美福門の4門について5間3戸と記されており、柱間寸法が同一寸法であったとすれば、朱雀門は他の宮城外門よりひとまわり大きく造られたことが明らかである。

平城宮の場合、検出した玉手門・佐伯門はいずれも礎石据付け痕跡が認められず、掘込み地業による基壇基礎部が残っていたのみである。したがって、両門の柱間寸法は明らかではないが、朱雀門と変らないものとすれば掘込み地業の平面規模によって、両門の平面規模は朱雀門とはほぼ同一であったことが推測できる。但し、朱雀門が宮城正門であったこと、低湿な下ツ道に位置したとは言え、掘込み地業が他と比べにならないほど深く行われていたこと、平安宮の宮城門の中で朱雀門と壬生門のみが二階と記されていることなどからして、朱雀門を入母屋重層門と考える。また玉手門・佐伯門については、掘込み地業の規模から、妻側の軒の出が短くなるので、切妻単層門と考えた。柱間寸法は桁行17尺(5.05m等間)、梁行15尺(5.05m等間)に復原した。

玉手門
佐伯門

藤原宮では、宮の南面中央門と北面中央門の平面規模が同一で、桁行5間・梁行2間、柱間寸法17尺等間に復原されており⁴⁾、平城宮朱雀門はこれを踏襲したと考えてよいだろう。

平城宮内の門のうち、朱雀門と同規模と推定されるのは6 ABR区(第77次発掘調査)で検出したSB7801である⁵⁾。これは、朱雀門北方約520mの位置にある門で基壇規模が東西約31m、南北約17.2mであることを確認している。これは推定第1次朝堂院北半地区の南辺中央にある門で、宮の造営当初に設けられたものである。今これを基壇平面規模からみて、朱雀門と同様な重層門とみた場合、宮城の西面各門より大規模な門が宮の中央に設けられたことになる。一方、藤原宮で南面中央門と北面中央門が平城朱雀門と同規模で、さらに朝堂南門もほぼこれと同規模であることが確認されている⁶⁾。このことは、宮において中軸線上にのる中枢部をより重視したあらわれとも考えられよう。

門SB7801

門の上部構造と基壇外構については第VI章復原模型の項にゆずり、基壇内に設けられた掘立柱塀SA1812について検討を加えたい。

SA1812は、SB1800の掘込み地業内で8間分検出し、さらに西に1間分延びることが考えられる東西塀である。この塀は、朱雀門の北側柱筋のすぐ北に接して設けられ、しかも基壇内のみ設けられた塀である。検出した柱掘形は、朱雀門礎石の抜取り痕跡を掘込んでおり、これが朱雀門廃絶後に設けられた塀であることがわかる。門の廃絶からSA1812設置までの期間は、門基壇のみの塀であることを考えれば、両翼の大垣がまだ存在していることをうかがわせ、門の廃絶後ほどなく設けられたものと考えられる。このように考えると、SA1812は朱雀門廃絶にともなう閉塞施設であることが明らかであり、この門は宮の出入口としての機能が停止せしめられたとすることができよう。

朱雀門
の廃絶

朱雀門廃絶の時点については明確でないが、恭仁遷都に際して、またその後であれば長岡遷都に伴う場合の両者が考えられる。

平城宮の朱雀門が文献に見えるのは、和銅8年正月朔、天平6年2月朔、天平16年3月丁丑

3) 『拾芥抄』中 宮城部第十九 新訂増補古実叢書13 1955年pp.386。

4) 藤原宮南面中門については『藤原宮報告I』pp.51を、北面中門については『年報』1976年

pp.42を参照。

5) 『年報』1973年pp.20。

6) 『藤原宮址伝説地高殿の調査二』pp.20, 図版第57~64, 『日本古文化研究所報告』第12, 1941年。

（『続日本紀』、『儀制令儀戈条古記』）である。他の門も含めて文献にみえる頻度というものは必ずしも多いわけではないが、元日朝賀をはじめ、国家的儀式に欠くことのできない朱雀門の記事が天平17年以降の史料にみえないことは、この門の機能が何らかの事情によって停止させられた状況をうかがわせる。さらに、天平16年3月の朱雀門は難波宮のそれであることから、平城宮の朱雀門については天平年間前半にすでにそうした状況にあったことを推測させる。いずれにしても、文献的に僅かな史料しか持ち得ないなかで云々することはできないが、宮城正門としての機能に変化を来した時点に求めねばならない。それは、とりもなおさず平城宮全体の機能の変化に原因するものと考えねばならない。

恭仁遷都 ところで『続日本紀』天平15年12月条には「平城の大極殿ならびに歩廊を壊ち、恭仁宮に遷し造る云々」とみえており、恭仁遷都に際しては平城宮の中心的建物のいくつかが恭仁宮造営のために運ばれたことが知れる。こうした際に、朱雀門を移築した可能性も考えられよう。

長岡遷都 次に長岡遷都に伴った場合であるが、『続日本紀』延暦10年9月甲戌条に「越前、丹波、但馬、播磨、美作、備前、阿波、伊予等の国に仰せて平城宮の諸門を壊ち運んで、以て長岡宮に移し作らしむ」とみえている。これには諸門とするのみで、具体的な門号は記されていないが、計8ヶ国に移作せしめていることは、平城宮に残っているすべての門を運んだと考えて良いだろう。もとよりその中に朱雀門が含まれていたかいは明らかでないが、ここにも今ひとつの可能性が認められるのである。長岡宮に諸門を移した後も、たとえば『続日本紀』延暦11年2月癸丑条に「諸衛府を率い平城旧宮を守る」と見えており、門撤去後も何らかの形で閉塞施設は必要としたわけであり、長岡宮への移築後ただちに閉塞されたとすることもできよう。

このような状況は、ひとり朱雀門のみに限らず、他の門においても同様であったろう。しかし、玉手門・佐伯門の遺存状況は良好でなく、礎石据付けの痕跡を残さないほどの削平を受けているので、仮りに閉塞施設が設けられたにしても、SA1812程度の柱穴掘形の深さでは、遺構として残り得ない状況である。このように、いくつかの問題点を後に残さねばならない。

B 大 垣

大垣の規模 宮の南・北・西各面において検出した大垣は、北面を除いていずれもその中軸線の内側を検出したものであるが、朱雀門に付属する東西脇門（SB1801・1802）の検出によって中軸線内側の規模を確認することができた。即ち、西脇門の柱筋の北1.35mで築地が一段さがることから、これが大垣基底部の残存部と考えられる。したがって、これを折り返した2.7mが宮の大垣の基底部幅と考えられる。そして、掘込み地業の築土が基底部の北約3.5mの幅をもって広がり、溝SD1762に達するので、この間を内側犬走りと考えた。但し、東脇門と、朱雀門の間12mの範囲では、大垣の北縁が約0.4m北へ広げられているので、朱雀門と東西脇門の間では大垣の基底部は3.5mの幅で造られたものと考えられる。

宮内の各地域で検出する築地は、ほとんどの場合築土が残らず、両側の雨落溝間の距離、即ち築地と犬走りとを含めての規模で確認する機会が多い。ただ、内裏地域については築地回廊が寄柱の小礎石を残しているために、築地幅1.5mという数値を得ている⁸⁾。また、内裏東外郭において検出した東を画する築地に排水用の石組暗渠が設けられており（6 AAD区—第33次発

7) 『令集解』儀制令儀戈条、国史大系本p.719。

8) 『平城宮報告Ⅲ』pp.14。

掘調査)⁹⁾、暗渠蓋石の状況から築地の幅を2.4mに推定できる。

平城京南辺部の発掘調査が先年羅城門地域で行われた¹⁰⁾。羅城門にとりつく築地(羅城)については、後世の浸蝕がいちじるしいため、なお明確でないが、朱雀大路と九条大路が交叉する入隅地点で築地の掘込み地業を確認している。これによると、掘込み地業の規模は朱雀大路西側築地が4.3m幅、九条大路北側築地が4.2m幅である。築地本体の築土が残存していなかったため築地の幅自体は明らかでないが、薬師寺・大安寺の発掘事例から推して基底幅7尺と考えられる¹¹⁾。しかし、この復原では、通常の築地と比較した場合、出土した極によって正確に復原できる屋根が異様に大きくなるので、基底幅8尺の可能性もある、としている。また、昭和52年3月に行われた春日大社境内の発掘調査では、明らかに8世紀に築かれた築地本体の一部が確認され、基底部幅2.4mという数値が示されている¹²⁾。

『延喜左京職式』¹³⁾には、宮大垣の内側犬走りの記載はないが、大垣の幅は7尺とされている。平城宮大垣は平安宮大垣と比べた場合、9尺に復原できるので、約2尺幅広く造られたことになる。

堀地は、第14次調査の際にSA1200とSD1250との間で確認することができた。SA1200心と堀地の規模 SD1250北縁との間は12mあり、この距離から大垣の半ば1.35mを差引くと10.65mとなる。第23次調査地においては、北面大垣SA2300とその北に検出した瓦敷きSX2333との間13.5mが北面大垣の堀地と考えられる。これらの数値は、『延喜左京職式』に記された平安宮堀地2丈6尺5寸と比べるとはるかに広く、前者で3丈5尺を、後者で4丈5尺を優にこえる。

大垣築造時の掘込み地業が南面において、それも6ABY区のみで検出されている。この掘込み地業 ことは、朱雀門にとりつく位置の大垣がとくに高く造られたためか、または地形的なものか明らかではないが、朱雀門の掘込み地業が他の2門の掘込み地業より約1m深く掘込まれていることに対しては、構造的な面と同時に地形的な面にも注意をはらう必要があるだろう。平城宮造営以前の旧地形の復原状況をみると、秋篠川旧河道はひとつの谷筋としてあらわれてくる。そして玉手門と佐伯門はちょうどその谷筋の南北両崖上の高まった位置にあたる。それに対して、朱雀門はやや低い地形上にある。また、もともと低湿な地であった下ツ道筋に平城京の中軸線があり、そこに造営された朱雀門は重閣門であり、いきおい基壇地業は堅固なものでなければならなかっただろう。

北面大垣SA2300の場合、とくに掘込み地業は行わず、地山面まで削平し版築を行なっている。この地山は堅固な洪積層であるため、掘込み地業を行う必要がなかったものであろう。

北面大垣で注目すべきは、造営当初は堀SA2330で画されていた点である。宮の外郭を掘立柱堀で画することは藤原宮に見ることができ、平城宮北面でこのようなことが行われたのは、前代の遺制とも考えられるが、『続日本紀』和銅4年9月4日条「宮垣未だ成らず云々」とみえる宮垣を宮城大垣をさすと考えた場合、造営工事の進捗上の事由から北面において臨時的な措置として堀で画したと見ることもできよう。

掘立柱堀
SA2330

9) 「昭和41年度平城宮発掘調査概報」『年報』1967年pp.37。

10) 『平城京羅城門跡発掘調査報告(第一次～第三次発掘調査)』大和郡山市教育委員会 1972年p.32。

11) 大岡実他「大安寺南大門、中門及び回路の発

掘」『日本建築学会論文集』50 1955年pp.133
大岡実他「薬師寺南大門及び中門の発掘」『同上』pp.142。

12) 『春日大社奈良朝築地遺構発掘調査報告』春日顕彰会 1977年pp.19。

13) 『延喜式』左右京職式、国史大系本 p.927。

C 宮内の道路

宮内で検出する空閑地は単に通行人のための道路だけではなく、広場としての性格をもつところもある。とくに朱雀門から宮に入った位置はそうした性格をもっている。

平城宮造営時に宮を縦断していた下ツ道の側溝 SD1860・1900 は、朱雀門の造営に際して断ち切れ、両側溝は門の北方約38mの地点でそれぞれ東西に迂回させている。即ち、SD1860は東へ直角に曲げられ、約8mの地点でSD1790に連なって南へ折れる。SD1900は西へ直角に折れて、約15mの地点でSD1890に接続し南へ折れる形である。SB1800の中軸線をSD1860と
道路と広場 SD1900とのほぼ中心におきながら、SD1808と1890とで構成された東西幅約51mの広場 SH1850の中軸線は朱雀門のそれとはいちじるしく西へずれている。広場の東限が朱雀門と東脇門との間にあり、西限が西脇門の西柱の位置にそろえているところを見ると、東西の脇門に機能上の差があったものとも考えられる。

広場から北へ直進する道 SF1950 は、旧下ツ道をそのまま使用している。下ツ道の側溝は東側溝が浅く、西側溝が深くなっている。両溝の心心距離は約24mである。

朱雀門に入った道路の当初の状況は前に述べたとおりであるが、門内の広場 SH1850 は後に廃止され、道路の側溝も改修され、東側溝はSD1844、西側溝はSD1944となる。両溝の間隔は門付近で約30m、発掘区北辺部で約27.5mというように、わずかなちがいが認められるが、門の中軸線と道の中軸線は一致している。

朱雀門を宮内へ入って東西へ向う道として、東の SF1761 と西の SF1880がある。SF1761の幅は約6m、SF1880の幅は約7.5mと東西で異なっている。東では、SD1764の北へSA1765があたかも目隠し塀のように設けられている。西側にこうした施設がないのは、朱雀門の東西で機能上のちがいがあったためと考えられる。

西面中央門地域では、西面大垣と南北塀 SA3590・3680間が、南北に通ずる道となる。大垣の心とこれらの塀との距離は約15mであるが、路面幅は大垣の東雨落溝と塀との間の約11mである。西面中央門から東へ通ずる道は、南北に並ぶ SA3590・3680とが途切れている間である。SA3590はSK3650によって北辺部が除かれているが、門の中軸線とSA3680南端の柱穴との距離を折り返すと、SA3590の北辺部2間分が欠かれたことになり、この間10間分26mが東西に通ずる道路となる。

	大垣基底幅	犬走り幅	備 考
平 城 宮	2.7 m	3.5 m	朱雀門・脇門間のみ3.5m、本文 p.18・82参照、埴地10.5m
平 城 京	2.1	1.1	朱雀大路西側築地、九条大路北側築地
藤 原 宮			掘立柱塀（北面、西面で確認）
平 安 宮	2.1(7尺)		延喜左京職式、埴地2丈6尺5寸(7.9m)
大 宰 府	2.0	1.3	政庁北面築地
多 賀 城	2.4		外郭西面
薬 師 寺	2.1	2.2	南 面
大 安 寺	2.1		南 面
東 大 寺	2.8		南 面
法 隆 寺	1.4	1.8	現南面大垣
春日大社	2.4	2.7(東) 1.7(西)	南辺入隅

Tab.18. 築地規模一覧表

D 造 営 尺

これまでに検出した遺構のうち、門、大垣等、大路に接し宮の造営計画、京の街路計画に関する事項を拾い出し、数値的検討を加えてみたい。これにかかわる遺構は、第14次発掘調査で検出した宮城西南隅付近南面大垣心、第15次の西面南門（玉手門）南北心および推定東西心、第16・17次の南面中央門（朱雀門）心、および同門東西両脇門柱根、第23次の北面大垣下層柱列心、第25次の西面中央門（佐伯門）心のそれぞれのX、Y座標値である。

また、今回の報告の範囲ではないが、第32次の二条大路と東一坊大路の交差点、第35次の南面入隅門（的門）、第44次の東院張出し部東南隅の座標も、補足的に使用した。

平城宮跡の遺構実測基準方位（以下平城方位）は、測量法に定める平面直角座標系、第6系（以下国土方位）に対し、西偏 $0^{\circ}07'47''$ を採用しているが、ここでは便宜上、国土方位に換算した座標値を用い、座標軸の振れが距離に影響をあたえる場合に限って、再び平城方位に換算した座標値を用いた。ちなみに、 $0^{\circ}07'47''$ の振れは、距離にして、1000mあたり、直角方向で、2m強と大きいですが、平行方向ではわずか3mmとなり、無視しても差しつかえない。

平行方向
の誤差

平城宮の四至及び条坊の地割については、すでに『平城宮報告Ⅱ』¹⁴⁾で考察をおこなっており、今回の検討は発掘調査結果により、これを裏づけ、あるいは再検討する形となる。

i 門および大垣中心点座標の決定法

a 南面中央門（朱雀門） 礎石据つけのための根石および根石掘形を棟通りで6個所、北側通りで6個所、検出しているが、根石掘形は径2m平均と大きくcm単位では中心点を定め難い。そこで、同時に検出した、同門の東脇門の西側柱根と、西脇門の東側柱根の midpoint を、門の中心座標とした。

b 西面南門（玉手門） 門基壇の西半部が現県道下にあり、発掘不能なためと、建物の平面を知る上の礎石、根石、同掘形等の類はすべて削平されている。そこで、門基壇築成のための掘込み地業により、門の南北中軸線を求めた。東西中心点は、門にとりつく築地（西面大垣）痕跡の東半部を検出しているため、大垣本体基底巾8尺（2.4m）を推定復原しその中心座標を採用した。

c 西面中央門（佐伯門） 玉手門同様、この門も門の構築物平面を知り得る遺構は残っておらず、基壇築成のための掘込地業により中心位置を求めざるを得ない。また、大垣等、東西位置を決定する遺構は現県道下にあり検出不能であるため、座標値は南北軸のみにとどまる。

d 北面大垣 築地遺構の下層より検出された、掘立柱塀 SA2300 の柱根心を北面大垣中心点とした。なお、上層の築地は、この柵の直上に構築されている。

e 南面大垣 宮の西南隅付近、第14次発掘区南端に、東西ほぼ全幅にわたって南面大垣痕跡を検出した。部分的には、現農道下にあつて南辺を検出出来ない箇所もあるが、発掘区中央から西にかけて、基底部巾8尺（2.4m）を確認することができ、土層断面で明確に中心点をおさえることのできる朱雀門心より西へ、457m地点での築地基底部心を南面大垣心とした。なお、この地点は推定南面大垣と西面大垣の角より51mほど東にあたる。

14) 『平城宮報告Ⅱ』pp.99。

ii 各点間距離

このようにして求めた各地点の座標値の差をとり、比較検討を加えてみたい。

まず朱雀門南北心と、宮西南隅付近での南面大垣南北心との座標差は、門心より西へ456.92m地点で南に0.74mとなり、国土方位に対し、朱雀門から西へのびる南西大垣が南へ0°5'30"振れることが知れる。これは、先述した平城方位西偏7'47"とわずか、同方向へ2'強の違いである¹⁵⁾。つぎに、朱雀門心、玉手門心間距離は平城方位に座標変換して、南北241.83m、東西506.95mとなる。これを820、1720、で除すると、それぞれ0.2949、0.2947、となる。つまり、1尺あたり0.295mとすると、朱雀門心より玉手門心は、北へ820尺、西へ1720尺に位置することとなる。同様に、朱雀門、佐伯門心間距離は、先に述べた理由により、南北座標差のみ比較すると、平城方位で、508.02mとなり、同じく基準尺を0.295とすると1720尺に近似する。ただし、先の玉手門間距離506.95mと比較すると1.07m、おおよそ、3.6尺の差がある。

つぎに推定北面大垣心と朱雀門心との差であるが、平城方位上東へ99.5mの地点で南北差1021.0mあり、3460天平尺に近似する。玉手門心、佐伯門心間距離は、266.52mで、同じく天平尺で900尺となる。

iii 造 宮 尺

大
路
心
距
離

以上を要約すると、朱雀門心と佐伯門、玉手門間の東西距離は1720尺、南北距離は玉手門が820尺、佐伯門が1720尺となり、平城京の計画地割りが、大路心心距離を1800尺にとったとする『平城宮報告Ⅱ』の見解とよく符合する。つまり、1800尺-1720尺=80尺分心から宮側へ大路が設計された事が知れる。これは佐伯門、玉手門間距離が900尺となる事からも立証される。

北
面
大
路

ついで、朱雀門心から北面大垣までの距離は、平城方位で3460尺となり、宮城の周囲をめぐる大路はすべて80尺心から宮城側にくい込むとするならば、 $(1800尺+820尺 \times 2) = 3440尺$ より、20尺多い。北面の大路の有無について、またあったとした場合の規模については先学によっても議論のわかれるところであるが、この数値のみで判断すると、北面についても1800尺の地割計画が大路の心でなされており、大路の幅員は宮城の側に、他と異なる60尺(40尺+20尺)で計画されていた、という考え方が出来る。あるいは、他の3面と同様に、大路計画が心から80尺でなされたと仮定し、実測寸法の1021.0mを、3440尺で除すると、0.2968となる。この1尺あたり0.297mという基準尺は、第2次内裏付近に多く見られる単位であり、平城遷都初期におこなわれたと考えられる、門、大垣関係遺構では、ほとんどが0.294~0.296と比較的短かい。北面も同時に計画施工されたとすると、同一単位で計測されたに違いない。このことから、北面大路は、この付近では存在したようであるが、他の3面と異なり、大路幅を縮小して計画されたと考えるのが妥当であろう。ただし、北面大路については、古墳の後円部(平城陵)、池(御前池)が推定大路上にあり、東西とおして大路が存在したかは疑問である。北面についての調査はこの第23次調査にとどまっている現在、断定は出来ない。

また先述したとおり、これら中心座標のうち確定点としておさえられるのは、朱雀門心、西南隅付近南面大垣心、北面大垣心、の3点にとどまる。距離に僅かなばらつきが見えるのは施工精度ではなく、遺構の残存状況の悪さからくる心座標のとらえ難さによるものであろう。

15) 平城宮跡遺構実測基準方位は、第2次内裏内郭をめぐる築地回廊の北面北側雨落溝の方向に

よっている(平城宮報告Ⅶ)。

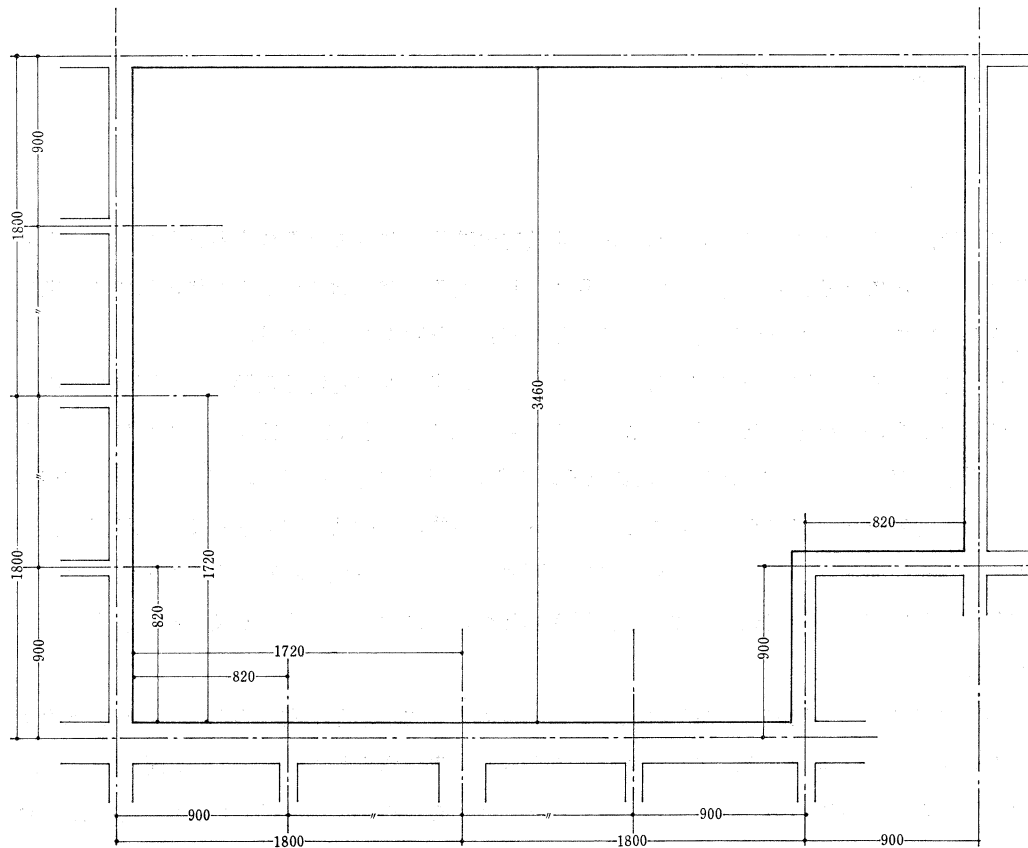


Fig. 25 門・大垣間寸法図 (数字は天平尺)

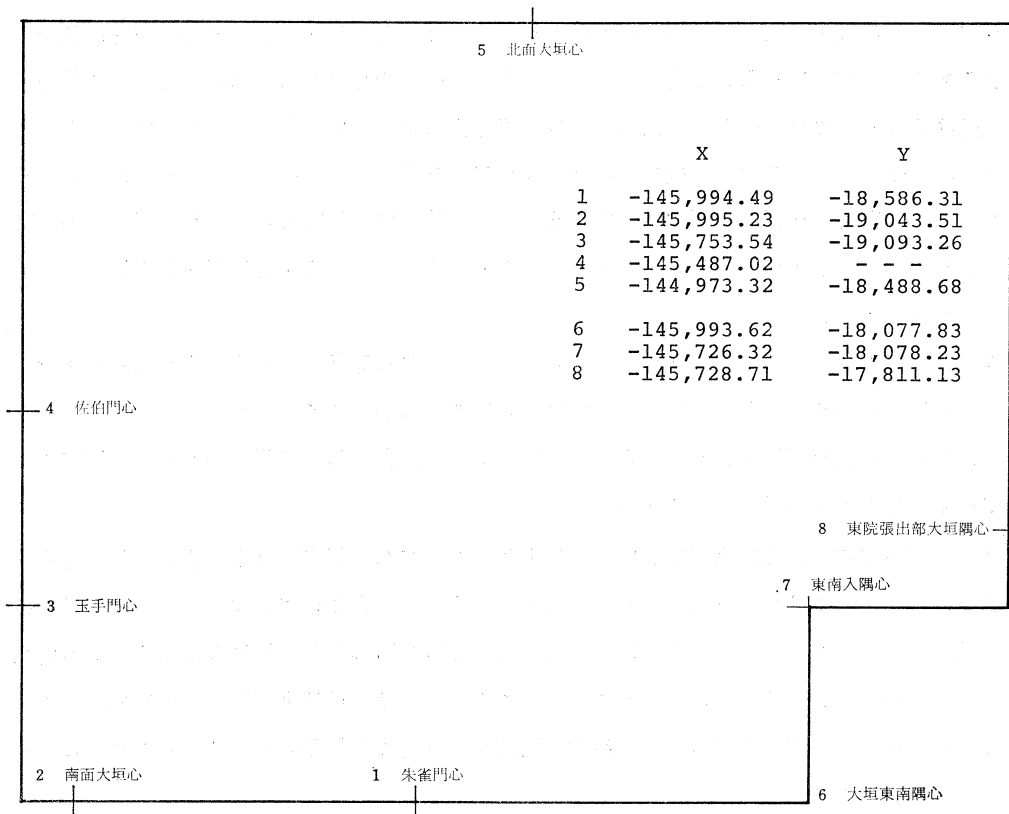


Fig. 26 各点の座標値および概念図 (平面直角座標系第6系, 単位m)

2 遺 物

A 屋 瓦

軒瓦は、藤原宮の時代に属するものと、平城宮の時代になってから作られたものとは大きく分けることができる。和銅元年（708）12月に行われた平城宮の地での鎮祭を境にして二大別できるわけである。ここで便宜上、前者を「藤原宮式」と呼ぶことにする。

今回報告する諸地域の中では、この藤原宮式瓦は朱雀門地区と宮西南隅地区の両地区での出土個体数が多い。出土した軒瓦の総個体数のうち、この種の瓦は238個体で、これは型式番号の明らかな417個体のうちの57.1%にあたる。さらにこれらの型式・種は14型式36種にわたり、きわめて多種の藤原宮式を用いたことがわかる。一般的に1建物に用いられる軒瓦は同一種であるのが普通である。ところが、今回の朱雀門地区のように多様な軒瓦が見られることは、朱雀門の瓦が特定の瓦当文様を意識して使用されたものではなく、二次的な使用を示すものといえよう。

藤原宮式 瓦の多用

藤原宮式軒瓦が平城宮から多量に出土する理由については、藤原宮から運んだ場合、藤原宮瓦窯の継続使用の場合、平城宮造営に伴って平城宮瓦窯で作られた場合とが考えられる。平城宮出土のものとは藤原宮出土のものとを比較した場合、それぞれの同範品では製作技法、胎土などが全く一致している。たとえば、6273Bでは、瓦当と丸瓦の接合位置は瓦当裏面の先端からやや下がった位置にあるが、外面にあてる粘土が内面に比して少ないために、瓦当先端部から丸瓦部への移行は強く湾曲している。このような特徴は、両宮跡から出土する6273Bに共通する点である。6278Bにみられる丸瓦接合時の出納・入納の特殊な技法も両宮跡出土瓦に共通して見受けられる。また、6279Aの瓦当部と接合用粘土にはとくに粒子の粗い砂が多く混入しており、この特徴は他の型式と比較した場合、きわだった違いとして認められる点である。こうした特徴も両宮跡出土瓦に共通する点である。以上の諸点は、6273Bと6278Bの場合、両宮跡出土のものが同一工人の手になったと言えるものであり、6279Aの場合は同一地の原料によって作ったと言える。

さらに6281Aは、瓦当文の明瞭なものから、範型がかなり磨耗してから作られたものまで、各種の段階のものを含むが、藤原宮・平城宮ともにこれらが出土する。このことは、平城宮跡出土の藤原宮式瓦が平城宮瓦窯で作られたものではなく、藤原宮で使用したものを平城宮に運んで再使用したことを示すものである。

藤原宮瓦 の再使用

さて、平城宮式の瓦は軒丸瓦においても軒平瓦においても、瓦当部はもちろん、他のあらゆる部分が藤原宮式よりひとまわり小さく作られている。藤原宮にかぎらず、一般的に7世紀後半の瓦は大ぶりであり、8世紀の瓦は、平城京内の官宮寺院の瓦、難波宮の瓦等をみても前代のものよりひとまわり小ぶりに作られている。この法量の差は藤原宮式瓦と平城宮式瓦との大きな差であり、藤原宮から平城宮への移行に関連するひとつの問題点としてとりあげることができるものである。

これは、平城宮造営にともなって各分野でみられる変化の一環としてのあらわれであり、当

然のことながら、技術的な面での発展のあらわれとしてとらえられるものである。たとえば平瓦の製作において桶巻作り¹⁾の技法が用いられず、丸瓦において粘土紐巻きあげによる円筒作表の技法が用いられないことなど、古い技術の放棄が見られ、これに代って平瓦では新たに弧状の凸型成形台による一枚作りの技法によって生産が開始される。

桶巻作りから一枚作り

一枚作りの技術がどのようにして生み出されるのか、定かではないが、大和からこの時期に新たに始められた技術であることは明らかである。先述したように、瓦は全般的に小型化するが、法量のちがいを具体的にあげると、藤原宮式にともなう桶巻作り平瓦の平均的な大きさは、狭端28cm、広端幅31cm、長軸の長さ35cm、重さ5.5kgである。これに対して平城宮時代に作られた一枚作り平瓦は狭端幅17cm、広端幅21cm、長軸の長さ26cm、重さ3.5kgである。かなりの差をもって小型化がはかられたことが知れる。桶巻作りの場合、一般的に4分割されるので、上記の4倍の重量に焼成によって減じた水分の重量を加えた重さが平瓦を作る際の1回の生粘土のおおよその重量となる。その重量をもつ粘土板を桶型に巻きつける迄に至る工程のうち、粘土採取から粘土をこねる迄の作業は一枚作りと共通するが、その後の平面扇形の粘土角材製作、粘土角材からの粘土板切りとりを考慮し、そして桶型への巻きつけを考えた場合、技術的にはかなりの熟練を要したであろう。それに対して一枚作りの場合、先述した平瓦と同じ大きさの凸型成形台に粘土板をのせて一枚ずつ製作していく²⁾。粘土角材の製作、それからの粘土板切りとり、そして成形に至る工程は、桶巻作りと比較すると技術的には容易な面が多い。しかも重量も前者の比ではない。その製作には必ずしも熟練を要しない。四枚作りあるいは三枚作りとも称される桶巻作りと一枚作りとでは、一見前者が大量生産に通ずるが、上記の諸点を考慮に入れた場合、桶巻作りよりも、一枚作りの方が作業工程が単一化され、技術的な面、労力的な面からみてより簡単に作ることができ、後者が大量生産に結びつくものである。平城宮時代の瓦の小型化の一要因はこのようなところにもあったろう。

重量と技術

大量生産の必要性

以上のことから平城宮造営に際しての造瓦は、新たな体制の中で技術の革新をはかりながら、藤原宮造営時より量産可能な規模での造瓦が行われたものと考えられる。藤原宮所用軒瓦には飛鳥地方のいくつかの氏寺との同范関係がかなり認められる。それは藤原宮造営時においては諸豪族が掌握していた工人を官が徴発した可能性を考えさせるものであり、藤原宮所用瓦の瓦当文様の多様性の一要因を示すものでもある。平城宮造営に際しては、官としては組織の充実をはかったろう。造宮省の一組織として平城宮所用瓦の生産が行われたとしたならば、その時点で、同一法量の瓦生産が行われたと考えねばならず、このような面にも大ぶりの藤原宮式瓦が再使用瓦であることを示している。

次に藤原宮から平城宮へという動きの中で、瓦当文様の変化をみてみよう。藤原宮の軒丸瓦においては、瓦当文様構成上、中房の蓮子が中央の1個を中心にして二重にめぐると特徴をもつものがほとんどである。ところが6279のみは中心の蓮子のまわりに一周めぐらせるものである。Aは蓮子がめぐるといってもむしろ中房に蓮子が3個ずつ3列に並ぶという形をとっており、若干蓮子の配置が異なっているがBはきわめて均整な配置である。6279Bのように外区外縁に線鋸歯文をおき、内縁に珠文をめぐらせ、そして中房に一重の蓮子をおく複弁8弁蓮華

瓦当文様の変化

1) 佐原真「平瓦桶巻作り」『考古学雑誌』第58巻第2号1972年。

2) 厳密には、焼成によって生粘土の段階から約1割小型化する。

文軒丸瓦は次の時期に移行するとごく通例の型式として見られるものである。

文様構成上6279Bと近似するものをあげれば、第2次内裏造営時に多用された6308A・B、6311A・Bがある。この両型式は、中房の凸出度のちがいによって区別されているものである。6308は中房が6311より凸出しているところに特徴があるが、今回報告の6308Cは内区自体がA・Bより突出し、さらに中房がわずかに凸出する形状を示すものである。これは6279Bの内区の状況とよく似ている。このことから、6308Cを6279Bと6308A・B、6311A・Bとをつなぐものとして、それらのおくことができ、そして6279Bが藤原宮式の中では終末段階のものと考えることができよう。

ここに藤原宮の6279から平城宮の6308への流れをつかむことができたが、これらの瓦当文様は、複弁と間弁とを交互に配置するものであり、藤原宮においては造営当初に製作された6273からの一連の系統である。これに対して、間弁が長く伸び、先端が互いに連なって輪郭線と化して各複弁を区画する系統のものに6281がある。平城宮時代でこの系統に属するものには6282・6284・6304等がある。これらのうち6282A・6284Cが第1次朝堂院地区での出土状況から、和銅年間の平城宮造営当初に生産された軒瓦であることが確認されている³⁾。6284A・B・Dは瓦当文様の構成がいずれもCと近似しており、製作技法的な面においても大きなちがいは認められない。したがって4種の6284型式はすべて同時期のものとする。これに対して6282は、B以下が中房の蓮子、内外区の界線、丸瓦部のとりつけ状況などAと大きく異なり、天平末年以降に造営された宮内省大膳職地域で多用されたことが明らかになっている⁴⁾。6304は第2次内裏地域で天平年間を中心にして多量に用いられたものである。したがって、先述の6273—6279—6308C—6308A・B、6311A・Bという変遷に対して、ここに6281—6284・6282A—6304—6282B以下という流れが明確になった。

では、軒平瓦の場合はどうであろうか。藤原宮で多用される文様構成は、偏行唐草文と変形

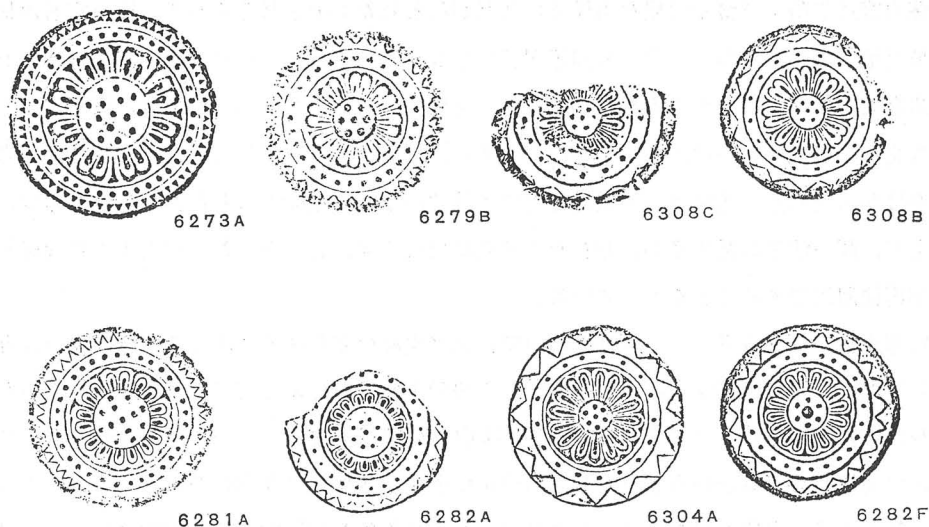


Fig. 27 軒丸瓦当文様の変遷

3) 「平城宮第41次調査」『年報』1968年pp.37。

4) 『平城宮報告Ⅱ』pp.88別表3。

忍冬文の両者であり、平城宮においては均整唐草文が主流を占めている。ここに前代とは異なる点を見出すことができる。平城宮で用いられる均整唐草文の祖形は大官大寺軒平瓦の文様構成であることに注目すれば、文様構成の一元化という点に今後留意せねばならないだろう。

均整唐草文に統一

つぎに、軒丸瓦において、瓦当に丸瓦を接合する際の位置について検討を加えてみよう。

丸瓦の頂点がくる位置と瓦当との位置関係を知ることのできるものについては、その位置関係が変わらないものと、一定の角度をもってずれを示すものがある。それぞれの角度はTab.19に示したように接合位置が一定のもの、90度のずれをもつもの、180度のずれを見せるものがある。一定の角度をもたない不規則のものはない。前章でふれたように、外縁の外側に范型端部の痕跡を示すものがあることによって范型は外縁部をも1cm弱彫りこんでいることが明らかである。こうした形態の范が彫られる范材の形については、この接合位置の角度から若干の

丸瓦の位置と瓦当のつけ

型式番号	角度		
	0度	90度	180度
6233	A	○	○
	B	○	○
6273	A	○	○
	B	○	
	C	○	○
6274	A	○	○
6275	A	○	○
	B	○	
	D	○	
6278	C	○	○
6279	A	○	○
	B	○	
6281	A	○	
6282	B	○	
	F	○	○
6301	C	○	
6311	A	○	○
	B	○	○

推定が可能である。即ち、范材が円形である場合、台に何らかの目印をつけない限り丸瓦と瓦の位置は一定に保ち得ず、その角度はばらつきが多く不規則になるだろう。こうしたことを考えた場合、角度のずれが180度のもの、90度のものについては、その范材の平面形が正方形または長方形という推定ができよう。長方形ならば、一定の位置に対して180度という位置のずれが生じ得るし、正方形の場合は一定の位置に対して90度、180度、そして可能性として270度という3種類のずれが生じ得るだろう。

刻印を記した瓦は、2点を除いては玉手門地区と佐伯門地区からの出土である。瓦の出土量が、朱雀門地区と西南隅地区で多かったにもかかわらず、文字瓦の出土量が少なく、逆に瓦の出土量がさほど多くない西面2門の地区からの文字瓦の出土量がきわだっている (Tab. 3)。こうした状況のなかであって、とくに「理」が大勢を占めていることは、西面

文字瓦

Tab. 19 瓦当・丸瓦・接合角度

2門地区の造営に「修理」関係の官司がかかわったことを示すものとも考えられる。

修理官の存在

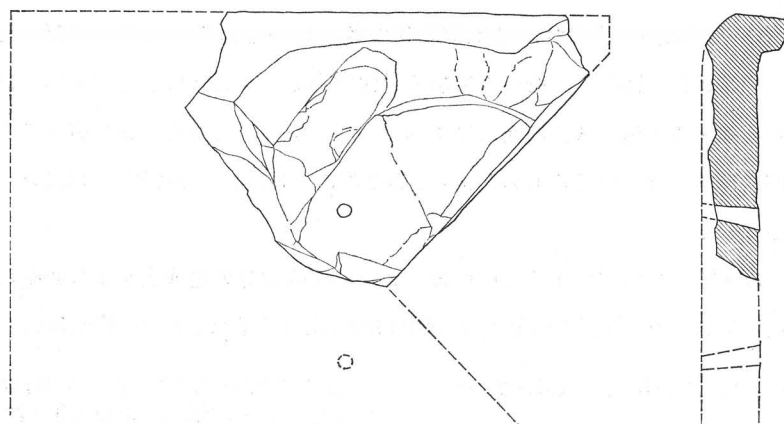


Fig. 28 隅木蓋瓦

B 土 器

溝 SD1900A から出土した土器は、同溝が朱雀門造営に際して埋め立てられていること、国郡里制を示す『過所』木簡を共伴することから、701年から715年頃までの間に廃棄されたものと考えられる。8世紀初頭の土器様式の一基準を示す資料とされているのであり、既刊学報においてもその内容にいくらかふれてきたところである¹⁾。

土師器の編年上の特徴

土師器の編年上の特徴を、藤原宮・平城宮で用いられた土器を参考に記すと、土師器では杯A Iと口径の差で区別される杯A IIがあり、椀Cがはじめてあらわれる。杯・皿類の調整手法では、c手法が皆無であり、a・bの2手法に限られるが、杯A Iにb手法の多いのがめだつ。またほとんどすべての杯Aについて、外面をていねいにヘラで磨いている。杯・皿の内面に緻密な螺旋暗文と斜放射暗文をつけるのを原則とし、特に杯A I・杯B・高杯には2段の斜放射暗文を用いるのが普通である。連弧暗文はほとんど認められない。高杯では、器高が低く、脚柱部外面の面取りは11角と多い。甗の把手は、先端が体部に密着することなく、彎曲して上方にたちあがる特徴をもっている。

須恵器の編年上の特徴

須恵器では、杯類の大半を杯A IVと杯B IIIがしめる。杯Bの高台は、わずかに外方へふんばりながらも、おしつぶされたような形態のものが多い。杯B蓋は、稜をなして下方やや内側向きに折れる縁部をもっている。縁部の屈曲する例はない。体部上面に把手のつく平瓶は、この時期に出現する。

土 器 群

つぎに本遺構出土土師器には、形態・製作手法・胎土・色調を共通にする2つの土器群が確認できる²⁾。

第1群土器

土師器の第1群土器には、杯A (1~4・7・8~13; 22点)、杯B (19; 1点)、杯B蓋 (18; 1点)、杯C (27・28; 3点)、皿A (17・20~22; 11点)、椀C (35・36; 3点)、高杯 (38・39; 2点)、壺A蓋 (26; 1点)、壺B (37; 1点)、鉢B (48; 1点)、甕C (71; 1点)、甗 (53; 2点)が含まれる。杯・皿は、口縁端部を内側にかかるく巻きこむ形態で淡褐色を呈する。椀・高杯・壺・鉢も同様の色調である。甕・甗の外面の全体には比較的細かいハケメを残し、内面はなでて平滑にしている。把手は薄く周縁は丸みをもっている。総計49点で土師器全体の3分の1弱をしめる。

第2群土器

第2群土器には、椀X (31~34; 16点)、鉢A (49~52; 6点)、甕A (55~60・63; 36点)、甕B (64~66; 11点)、甕C (67~70; 16点)、甗 (54; 3点)、鍋A (43・44; 6点)、鍋B (45; 1点)、鍋C (46; 1点)の計96点が含まれ、土師器全体の約半数をしめる。この土器群の顕著な特徴は、底部あるいは体部外面の下半をヘラで削る手法である。これはほとんどすべての第2群土器に共通する。鉢・甕・鍋の体部内面にはすべてハケメを残している。また甕・鍋の一部には口縁部を内側に彎曲させてつくるものがあり、第2群の土器は、一般に胎土中の砂粒がめだち、黄灰色を呈している。

胎土の分析

これら第1群・第2群両群の土器の製作地や胎土の採取地等の相違点をより明確にするための理化学的検討を試みた。分析の対象となるSD1900A出土土器は、すでにFig.30に示すように

1) 『平城宮報告 VI』 p.144, 『平城宮報告 VII』 p.135。
2) 平城京左京一条三坊の溝SD485出土土師器の

第1群土器・第2群土器 (『平城宮報告 VI』 p.39) や、平城宮跡 SK2113 の第 I 群土器・第 II 群土器 (『平城宮報告 VII』 pp.86) とは異なる。

両群に共通する器種がきわめて少ないため、同地区以外の出土土器も分析試料に加えた。分析された試料は、第1群60点、第2群58点であり、そのうち、SD1900A出土土器は第1群20点、第2群55点である。与えられた試料に関する肉眼的観察による色調は、白色系のものが大半を占め、なかには淡朱色や黒味がかかったものもみられるが両群間に顕著な差はない。また、含有される鉱物は石英・長石・雲母などが主体となっている。しかしX線回折分析からはそれらの量的な差異を見出すことはできなかった。次に胎土の主要成分の定量分析による土器間の比較は一般的にみて困難と判断したため、微量成分の分析を試みた。蛍光X線分析装置によるストロンチウム (Sr)、ルビジウム (Rb)、ジルコニウム (Zr) の測定をおこなった。チャートによる記録をし、 $SrK\alpha$ 、 $RbK\alpha$ 、 $ZrK\alpha$ 線のピークの高さを測定し、 $RbK\alpha/SrK\alpha$ 、 $ZrK\alpha/SrK\alpha$ 値をX-Y座標にプロットし比較を試みた (Fig.29)。すでにふたつのグループに分類された試料は、第1群土器の $RbK\alpha/SrK\alpha$ 値が第2群にくらべて低位にプロットされた。また、全体的にみて、第2群の方が測定点のまとまりがよい。このことは同群の試料の大半がSD1900A出土のものということに起因する。したがって、ここではSD1900A出土の第2群土器と第1群土器との間に図のような差があることを示すにとどまる。試料数を増やすことと、両群に共通する器種を分析すること、さらには数グラム以上の試料を採取し、定量分析をおこない、同時に薄片による鉱物学的な観察を加え、総合的に比較、検討する余地が残されたままである。以上のように両群の土器の胎土が異なっているのは、製作地の相違を示唆するものと考えられる。

第1群土器は、7世紀以降の飛鳥地方諸遺跡や藤原宮・平城宮から出土する土器の主体をしめるものと特色を共通にする。これらの土器は、藤原京・平城京内においてもひろく使用されており、比較資料が少ないが、大和の農村集落でも使われていた可能性が高い。

第1群土器
の分布地域

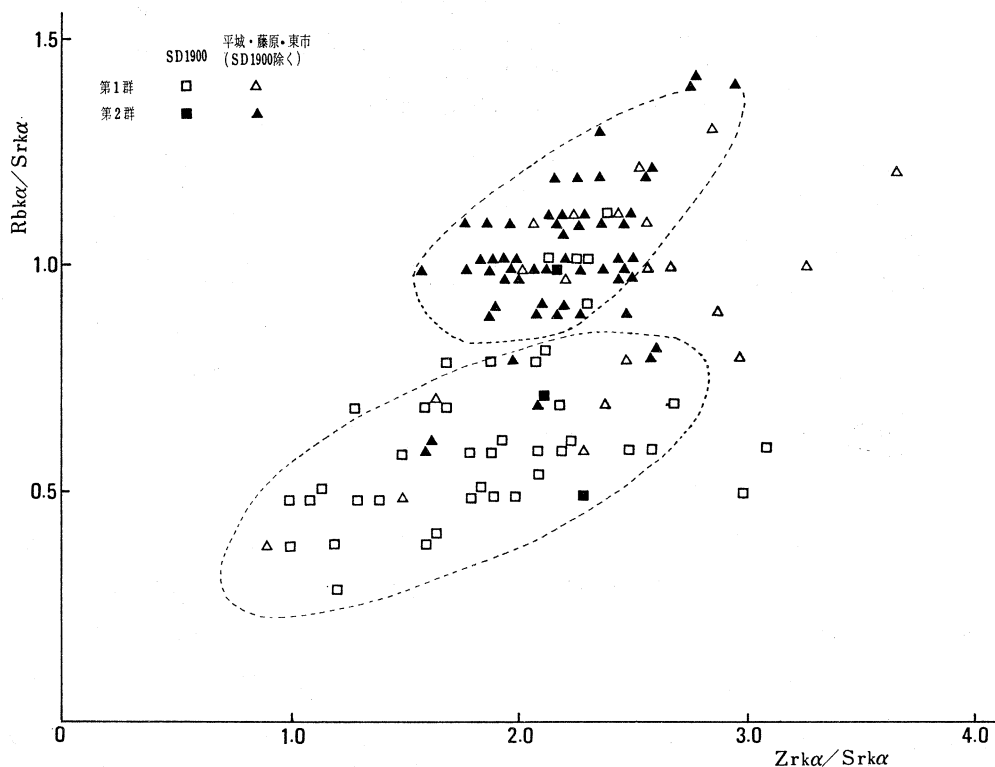


Fig. 29 SD1900出土土器の蛍光X線分析

第2群土器の分布地域

第2群土器は、滋賀県琵琶湖周辺や京都府南部の諸遺跡から多量に出土する土器と形態・製作手法をおなじくするものである。奈良県内では、本遺構のほかに、小治田宮推定地、浄御原宮推定地、藤原宮、本薬師寺西南、平城京東市付近、同左京三条二坊などで出土しているが、いずれもきわめて少量である。

土器群間の器種別比率

ふたつの土器群について器種別の個体数を比較すると、第1群土器が供膳用土器の主体をしめる一方、第2群土器は煮炊用土器の大部分をしめており、2つの土器群が用途別にあいおぎなっていることがわかる (Fig. 30・31)。しかし、少数ながら第1群土器に甕・甔が、第2群土器に椀があり、用途別の土器群選択が必ずしも厳密なものではなかったことも指摘できる³⁾。

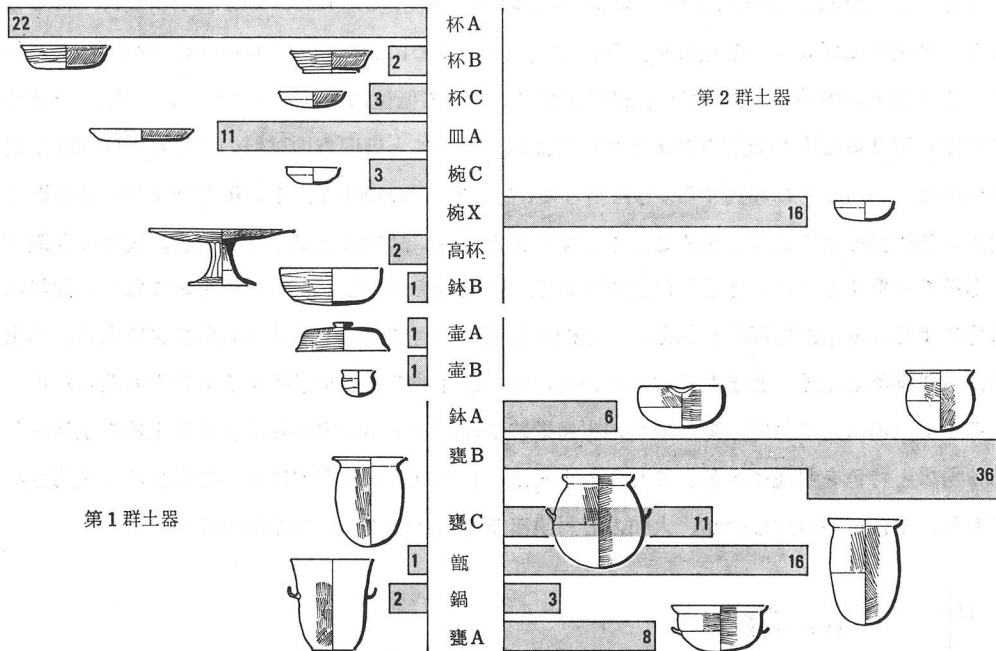


Fig. 30 第1群・第2群土器器種別個体数表

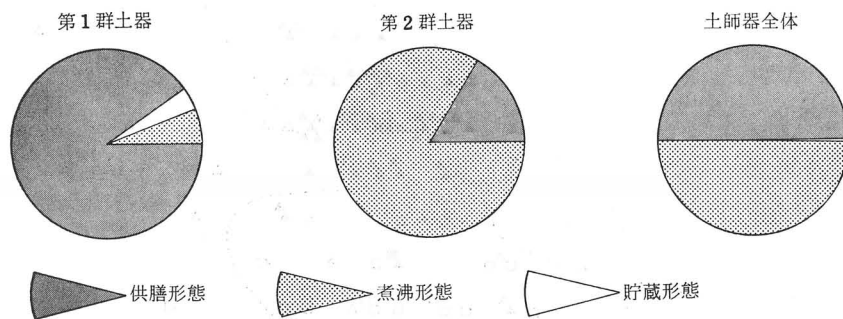


Fig. 31 土師器の用途別比率

以上の2つの土器群以外では、杯A (5・6・14・15; 8点)と皿A (25; 5点)は、口縁端部に巻きこみがなく、焼成不良で淡橙色を呈する特徴が共通しているため、1つの群にまとまる可能性がある。杯E (29・30)も2点のみであるが、独特のつくりをもった土器である⁴⁾。

須恵器の産地

一方、須恵器の生産地はほとんど不明であるが、杯B蓋のうち頂部が高い山形のもの (131・

3) 土壌SK1909出土の土師器甕B (201)もおそらく本来は第1群土器の甕Bとして使用されていたものと思われる。

4) 大阪府船橋遺跡から出土した土器に類品がみられる (平安学園考古学クラブ『船橋I』1958, 第14図278・279)。

132) と壺 X (160) とは、美濃・尾張地方から搬入されたものと思われる。墨書をもつ杯 B (138・139) も、他の土器とは形態・製作手法に相違がみられ、特定の生産地のものであろう。

さて、すでにのべたように本遺構出土土器のうち土師器は183点・56.8%、須恵器は139点・43.2%である。宮で用いられた土器に比較すると須恵器の割合が高い⁵⁾。また、土師器のなかでは杯・皿・椀・高杯・鉢 B などの食器が91点・49.6%、煮炊用の鉢 A・甕・甗・鍋が90点・49.2%で、煮炊用土器の比率が高いことでも宮で使われた土器とは様相を異にしている⁶⁾(Fig. 4)。

宮との比較

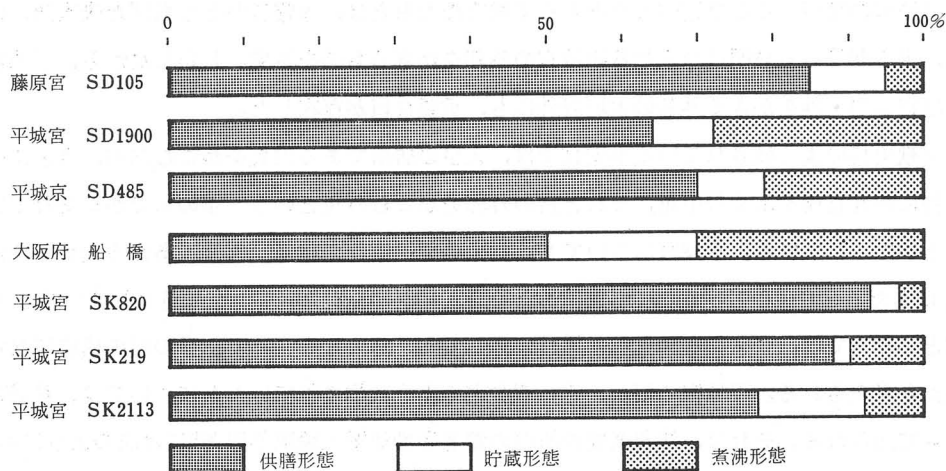


Fig. 32 各遺構における土器の比率

しかし、土師器と須恵器の比率、土師器供膳用土器と煮炊用土器の比率は、平城京内出土土器とはほぼ等しく、土師器と須恵器の比率は大阪府舟橋遺跡の場合とも近い。一方、18点におよぶ土師器甕 C の存在にも特徴がある。こうした体部の長い甕は、三重県や京都府南部のように 7 世紀あるいは 8 世紀においてなお竪穴住居の多くみとめられる地域で顕著に発達したものであり、ほとんどすべてが甕 A・B からなる宮・京の通常の甕のあり方とは異っている。

京との比較

土師器甕 C と竪穴住居

以上の諸点からは、SD1900A 出土土器が貴族の宅地や集落における一般的な生活形態の土器組成と共通すること、さらにいえば、一般集落のそれに近いものとすることができよう。

本遺構からは、平城京造営にともなって消滅したと考えられる『大野里』の里名を記した木簡が出土し、『五十戸家』『五十家』など、里家の存在を示す墨書土器もみいだされている。建物遺構を検出していないので断定はできないにしても、平城宮造営以前の当地に農村集落のあった可能性は高い。しかしなお、本遺構の土器が朱雀門造営の直前に廃棄されていること、古墳時代の遺物を除いてはそれより以前の土器を含まないこと、土器のなかに産地を異にするもののあることなどから、本遺構出土土器は平城宮造営に従事した諸国役民の使用した土器とも考える余地を残している。

集落の土器

役民の土器

いずれにせよ、平城京隣接地域における 8 世紀初頭の一般集落の調査例は皆無である。本遺構出土土器を在り集落のものとするか、役民のものとするかの認定までには、なお解決を要するいくたの問題が残されている。

5) 平城宮跡土壙 SK219 では土師器320点・93.6%、須恵器22点・6.4% (『平城宮報告II』p.64)、同じくSK820では土師器437点・69.8%、須恵器189点・30.2%であり (『平城宮報告VII』p.115)、長屋王の邸宅地かと推定される平城京

左京一条三坊十五・十六坪内の溝SD485では、土師器634点・60.9%、須恵器375点・39.1%である (『平城宮報告VI』p.40)。

6) SK219の供膳用土器は87.3%、煮炊用土器は11.4%、SD485では各66.3%、32.6%である。

3 文献にみえる宮城門・大垣

平城宮の諸門についての総論的検討は、すでに『平城宮発掘調査報告Ⅱ』においておこなっているため、ここでは宮の大垣と諸門がもっていた機能を中心的な対象として、主として文献にみえる史料を素材にして検討しておくこととしたい。

平城宮の築垣 ここで述べようとする平城宮の大垣とは、本報告がとりあげた朱雀門、佐伯門、玉手門等の宮城門につらなる平城宮の外郭をかぎるものをさす。しかしながら、平城宮内には宮の内・外をかぎる外郭の大垣以外にも、重要な垣が存在した。

平安宮の垣 文献史料のよく残されている平安宮では、天皇の居所である内裏をかこむ内重、さらにその外側に内廷官衛をふくむ中重、それと宮の外郭をかこむ外重という三重の垣でかこまれていたことが知られている。平城宮についても、従来の発掘調査の結果、外重にあたる大垣の他に内重にあたるS C 060・156・640、中重にあたるS A 103・705・8170・8171が発見されていて、平城宮と平安宮では、含まれる諸官衛に異動はあっても、宮大垣を含めて三重の垣の構成になっていたと考えられる。平城宮の垣が、それぞれどのように称されていたかについては、養老律によって知られる。それは、法曹至要鈔所引の養老衛禁律闕入踰闕為限条¹⁾には次のようである。

闕入は、闕を踰ゆるを以て限とせよ。闕に至りて未だ踰えざらば、宮門は杖六十。殿門以内は一等を加へよ。其れ闕垣を越えらば絞。殿垣は遠流。宮垣は近流。宮城垣は徒三年。京城垣は徒一年。

これによって、宮の垣には京の羅城である京城垣を除いて閣垣、殿垣、宮垣、宮城垣があることが知られる。宮の垣のうち、閣垣は内重にあたることは閣垣にひらかれた閣門が、職員令集解左兵衛府条所引の釈説によって御在所内重門也と注記されていることから知られる²⁾。

次に、宮城垣が宮の外郭をかぎる大垣であることは明白であろう。残された二種の垣のうち、殿垣は明証には欠けるが大極殿院をかこむ垣であるとすれば、宮垣は中重、すなわち中隔垣にあたると思われる。これらの垣は、前述の衛禁律にもみられるように、みだりに闕入するものは律によって処罰されることになっていた。さらに、これらの垣に矢、石を放つものについても法曹至要鈔所引の次の衛禁律向宮殿内射条³⁾に、次のようである。

宮殿内に向って射せらば、(中略)宮垣は徒一年。殿垣は一等を加へよ。箭入れらば、各一等を加へよ。即ち、箭閣内に入れらば、徒三年。御在所は絞。弾を放ち、及び瓦石を投ぜらば、各二等を減ぜよ。(下略)

養老律の門

平城宮の諸門 平城宮の主要な門としては宮の外郭に設けられた宮城門以外にも、以上に述べた閣垣、殿垣、宮垣に対応してそれぞれ閣門、殿門、宮門があった。閣門は職員令左兵衛府条、宮衛令宮閣門条にみえ、宮門は宮衛令宮閣門条にみえる。また殿門は前掲衛禁律闕入踰闕為限条にみえる。したがって、これらの門の種類についての概念は養老律令で定められていたものである。大宝律令でどのように定められていたのかははっきりしないが、宮衛令宮閣門条所引の古記は⁴⁾

大宝律の門

外門、謂はく、最外の四面の十二大門をいふ。主當門司、謂はく、門部をいふ。其の中門、謂はく、衛門、衛士と共に防守するなり。門始めて籍を著けるは此門をいふ。内門、謂はく、兵衛の主當の門をいふ。

1) 国史大系本『律』p.107。

2) 国史大系本『令集解』p.145。

3) 国史大系本『律』p.110。

4) 国史大系本『令集解』p.673。

とあって、外門、中門、内門という三つの分類を示しており、おそらく、大宝令文にはこの三つの用語が使用されていた可能性が高い。このうち内門は閤門に、中門は宮門に、外門が宮城門にあたると思われる。殿門は宮衛令奉勅夜開門条所引古記の引用する八十一例からみて、この三門に含まれず、大極殿門と称されたい⁹⁾。またこの古記からこれらの諸門のうち、内重にあたる閤門(内門)は兵衛府が守り、宮門(中門)は衛門府と衛士府とが、宮城門(外門)は門部が守ることになっていたことが知られる(職員令衛門府・左兵衛府条参照)。

これらの三種の門のうち宮衛令宮閤門条⁶⁾によると、宮門と閤門とには門籍がおかれ、それを中務省が管理していたことが知られる。このことからみると、宮城門には門籍はなかったことになる。すなわち、宮城門に比して天皇の在所に近い閤門、宮門の管理がきびしかったことが知られる。もっともこれらの三種の門についても垣と同じように闢入するものに対しては律による処分が行われることになっていた。法曹至要鈔所引の衛禁律闢入宮門条では⁷⁾、

宮門に闢入せらば、徒一年。宮城門に闢入せらば、亦同じ。(中略)殿門は徒一年半。閤門は徒三年。仗を持せらば、各二等を加へよ。(中略)御在所に至らば絞。(下略)

とあって、天皇の在所に近いほど罪が重かったことが知られ、垣の場合と同様であることがわかる。これは門や垣がなによりも天皇を守るための防備施設であったことを如実に示すものであろう。

平城宮の宮城門 宮城門は外郭の四面にある十二門をさす。現在のところ弘仁式にみえる十二門の門号は、平城宮のものと考えられており、それはTab. 20のとおりである。ただし延喜式での門号は弘仁式とは異なる部分があり、東面三門のうち南二門の名称と位置が違っている。このことは平城宮の東辺が平安宮と異って、東院部分の張り出しがあることと関連しているからと思われる。また平城宮より古い宮城門については、藤原宮の北面三門の名称が海犬養門⁸⁾、猪使門、蝦王門⁹⁾となっていて、平城・平安両宮と同じであることが知られているだけで、それ以前の諸宮の門号については確実な史料はない。日本書紀皇極紀には乙巳の変に際して十二門の記載がみえるが¹⁰⁾、当時から宮には十二門の宮城門があったかどうか、またその門号が平

門 籍

宮 城 門 号

		弘 仁 式	貞 観 式	延 喜 式
南 面	東	壬 生 門	壬 生 門	美 福 門
	中	大 伴 門	大 伴 門	朱 雀 門
	西	若 犬 養 門	若 犬 養 門	皇 嘉 門
北 面	東	多 治 比 門	丹 比 門	達 智 門
	西	猪 使 門 海 犬 養 門	猪 使 門 海 犬 養 門	偉 鑿 門 安 嘉 門
東 面	南	達 部 門	的 門	郁 芳 門
	北	山 門 具 犬 養 門	建 部 門 山 門	待 賢 門 陽 明 門
西 面	南	玉 手 門	玉 手 門	談 天 門
	北	佐 伯 門 伊 福 部 門	佐 伯 門 伊 福 部 門	草 壁 門 殷 富 門

Tab. 20 宮城十二門号¹¹⁾

5) 国史大系本『令集解』p.688。

6) 国史大系本『令義解』p.175。

7) 国史大系本『律』p.107。

8) 国史大系本『続日本紀』大宝二年六月甲子条。

9) 『藤原宮木簡』1参照。

10) 国史大系本『日本書紀』皇極四年六月戊申条。

11) 『続日本紀研究』第2巻第4号1955年佐伯有清論文 pp. 5参照。

城宮や藤原宮と同じであったかどうかについてはさだかではない。

宮城門の機能 以上にのべたところで平城宮の門、垣の構成の中での宮城門の位置はほぼ明らかになったと思われる。まとめてみると、宮城門は、平城宮の最も外辺をかこむ宮城垣につくられた十二の大門であって、門部が守衛の任にあっていた。ここには門籍もなく、闖入者に対する律の処分をみても、内重、中重の門・垣にくらべてゆるやかで、その出入についても、閤門・宮門に比べて比較的容易であったと思われる。このような宮城門の機能について若干つぎに述べておくこととする。

物資の出入 まず、平安宮の例であるが『延喜式』によれば、門毎に出入する物資の内容が定められていたことが注目される。延喜式正式¹²⁾によると、

凡そ、民部の廩院の米を運ぶ車馬は美福門の脇門より、大膳職の雑物・大炊寮の米並びに雑穀を運ぶは郁芳門より、中院の西に在る木工寮の木屋の材瓦・造酒司の米を運ぶは談天門より、春宮坊の雑物を運ぶは待賢門より、並びに出入することを聴せ。

とあって、これを各官司の位置と対照させると、それぞれ門から近いところにある官司への運送物品が規定されていたことがわかる。また各門は単に交通のためだけにあるのではなく、それぞれ儀式の場として使用された場合がある。その最も典型的な例は、宮の正門ともいべき朱雀門である。朱雀門を使用した儀式はおおよそ次のとおりである。

朱雀門での儀式

元日の大儀 『続日本紀』和銅三年正月壬子朔条・靈龜元年正月甲申朔条によると、天皇が大極殿で受朝の儀式を行うのと一連の儀式として、朱雀門外の朱雀大路で將軍に率いられた騎兵・隼人蝦夷等が参列して行う。元日の大儀に朱雀門が使用された例としては儀制令儀式条古記にもみえる¹³⁾。

即位及受蕃国使表の大儀 延喜左衛門式大儀条によると、元日の大儀と並んで即位及び受蕃国使表の大儀の際にも朱雀門を使用している¹⁴⁾。

六月・十二月の大祓 延喜式部式によると、六月十二月晦日に行なう大祓の際には¹⁵⁾、百官の男女が朱雀門に会集して行なったことが知られる。

五月五日の走馬 延喜式正式によると、五月五日諸王諸臣が走馬を献ずる儀式に、朱雀門を使用している¹⁶⁾。

歌垣 『続日本紀』天平六年二月癸巳朔条によると、天皇が朱雀門に御して男女240余人による歌垣を行なったことがみえる。

新弩の試射 『続日本後紀』承和二年九月乙卯条によると、新弩の試射を諸衛府を召集して朱雀門で行なったことがみえる。

以上が朱雀門における儀式その他の使用例であるが、他の宮城門での儀式の執行の有無等については確証はない。正倉院文書にみえる天平勝宝八歳頃と推定される建部門参向者交名¹⁷⁾にみえる人名に高官が多いところをみると、何か儀式に関連するものであるかもしれない¹⁸⁾。

12) 国史大系本『延喜式』p.916。

13) 国史大系本『令集解』p.719。

14) 国史大系本『延喜式』p.961。

15) 国史大系本『延喜式』p.498。

16) 国史大系本『延喜式』p.913。

17) 大日本古文書 12—392。松崎英一「建部門参向者交名について」(『日本歴史』331, 1975)

18) 弘仁式にみえる達部門は、この建部門と同じであろう。しかし、平城宮東辺部は東院部分が東へ張り出した形態になっており、東面門の配置は明らかでないのでただちに建部門の位置を示すことはできない。このことは『続日本紀』宝龜3年12月乙亥条と『貞観式』にみえる的門についても同様である。

4 結 語

この報告は平城宮の大垣と宮城門のうち、南面、北面、西面大垣の一部と朱雀門、佐伯門、西面南門の玉手門各地域で実施した発掘調査の成果をとりまとめたものである。

宮城大垣と宮城門の発掘調査は宮の東部でも実施しているが、それらは宮の東辺部及び東院推定地域であるため、その地域をとりまとめる際にとりあげることにし、今回はふれなかった。

宮城門に関しては、門の機能を中心として史料の面からも検討を加え、平安宮の宮城門との比較の上で宮城門の機能を考察した。宮城門は儀式的場として使用された場合があり、とくに朱雀門使用の儀式は記録にも顕著に残る。これが朱雀門の内外いずれであるかについて問題点が残るが、宮城門が他の内重・中重の門とくらべて出入が容易だった点、また朱雀門外は朱雀大路・二条大路の交点であり、『続日本紀』和銅三年正月壬子朔条に元日の大儀が皇城門外朱雀大路で行われたことがとくに記されているのは特殊な場合だったため、おおむね宮城門内で行われたとすることができよう。発掘調査で検出した朱雀門内の広場SH1850はこうした際に使用された場であるとも思われる。

南面大垣の幅は2.7mあり、朱雀門と脇門との間は3.5mとやや広く造っている。大垣構築にあたっては版築を行なっていることを南面と北面で確認した。また南面大垣のみ掘込み地業によっているが、これは地形的な面を考慮しなければならないだろう。大垣に関して注目すべきことは北面大垣が築地構築以前は掘立柱塀であったことである。南面・西面とも、そのような痕跡を認めていないので、北面のみ前代の遺制を残すと考えるよりも北面の造作が他より遅れたことを示すものとするのが妥当かもしれない。

平城宮の造営尺についてはすでに『平城宮報告Ⅱ』で論じているが、その後の新たな資料によって再検討した。その結果、平城遷都初期に用いられた基準尺は1尺あたり0.297mという数値を得ることができた。

出土遺物のうち、特筆すべきものはSE1230の井戸側板に転用されていた隼人楯である。彩色のある面を外側にして使用していたため、保存状況が良好であり、『延喜隼人司式』記載楯との比較が可能であったことは幸いだった。瓦塼類は出土総量の大半が藤原宮式であり、その理由を究明することが今回の課題であった。藤原宮式瓦使用については遷都にともなって藤原宮から運んだ場合、藤原宮瓦窯の継続使用の場合、平城遷都に際して平城の地で生産した場合等が想定できるが、瓦にあらわれた特徴、造瓦体制等から第1の場合が適当と考えた。土器類のうち今回はSD1900出土のものに限った。土師器は、飛鳥地方諸遺跡や藤原宮・平城宮から出土するものと共通点をもつ群と、滋賀県琵琶湖周辺や京都府南部から多量に出土するものと形態・製作手法が共通する群とに分かれる。前者の土器群は当時の一般的な生活形態の土器組成と共通すること、里家の存在を示す墨書土器が出土していることなどから、平城宮造営以前の集落で使用したのと考えられることができる。一方、後者の土器群からは平城宮造営の役民が使用した可能性も考えられ、問題点を後に残すことになった。

今回の調査報告は、宮城門と宮城大垣を初めて明らかにしたものである。しかし、宮城十二門と称されるもののうちの三門と、大垣の一部をとりあつかったのみである。今後、この成果をふまえて調査を進め宮城門・大垣の機能をさらに明らかにしたい。